

1 循環型社会の構築に向けて

廃棄物の減量化の目標量

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

（1）経緯

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、令和6年8月2日に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

新たな計画では、気候変動や生物多様性保全といった環境面の課題に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現といった社会課題の同時解決にもつながるものである循環経済への移行を国家戦略として位置づけ、その実現に向けて、2030年度までに国が講ずべき施策を示しています。

（2）内容

1 循環型社会の全体像に関する物質フロー指標と数値目標

指 標	数値目標	目標年次	備 考
資源生産性	約60万円／トン	2030年度	入口
一人当たり天然資源消費量	約11トン／人	2030年度	入口
再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34%	2030年度	入口・循環
入口側の循環利用率	約19%	2030年度	循環
出口側の循環利用率	約44%	2030年度	循環
最終処分場	約1,100万トン	2030年度	出口

※資源生産性＝GDP／天然資源等投入量：産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているか総合的に表す指標

※一人当たり天然資源消費量＝一人一人がどれだけの天然資源を消費しているのかを表し、循環型社会の形成に向けた取組の総合的な結果を表す指標

※再生可能資源及び循環資源の投入割合：経済社会に投入される物質の全体量のうち再生可能資源と循環利用量の占める割合

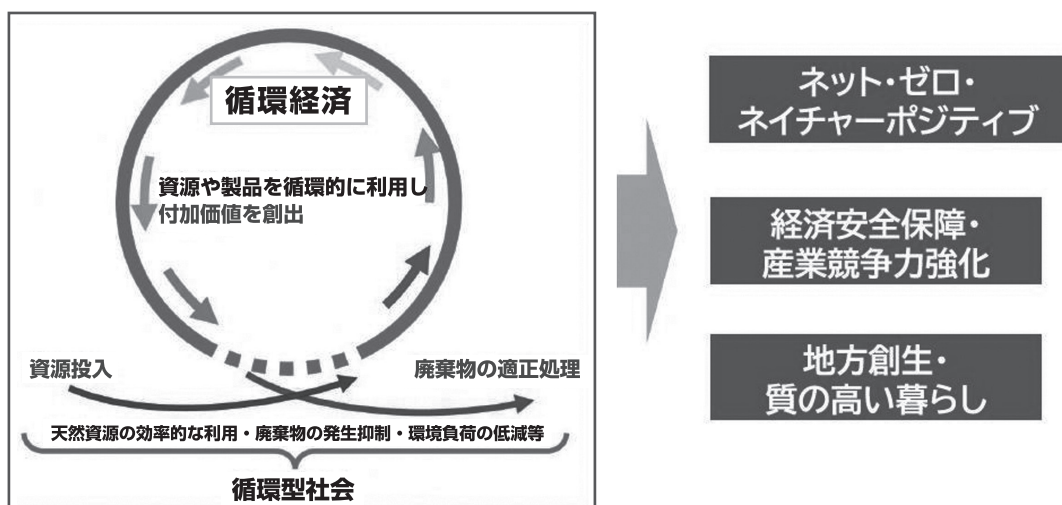
※入口側の循環利用率＝循環利用量／（天然資源等投入量＋循環利用量）：経済社会に投入されるものの全体のうち、循環利用量の占める割合を表す指標

※出口側の循環利用率＝循環利用量／廃棄物等発生量：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量の占める割合を表す指標

※最終処分量＝廃棄物の埋立量：廃棄物最終処分場のひっ迫という課題にも直結した指標

2 循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上での重要な方向性

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進



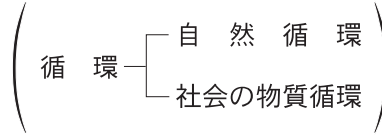
鍵となる「循環経済への移行」を進めていく必要

（環境省作成資料から抜粋）

循環型社会づくりを支える法体系

環境基本法 H 6. 8 完全施行

環境基本計画



循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法)

H 13. 1 完全施行

- ・社会の物質循環の確保
- ・天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

- 基本原則 ○ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○ 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本

廃棄物処理法

S 46. 9 施行

- ・廃棄物の発生抑制
- ・廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ・廃棄物処理施設の設置規制
- ・廃棄物処理業者に対する規制
- ・廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H 13. 4 全面改正施行

- ・再生資源のリサイクル（1 R）
 - ・リサイクル容易な構造
 - ・材質等の工夫
 - ・分別回収のための表示
 - ・副産物の有効利用の促進
- リサイクル (1 R) → リデュース
リサイクル (3 R) → リユース

プラスチック資源循環促進法

R 4. 4 施行

- ・プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別・収集、自主回収、再資源化 等

〈個別物品の特性に応じた規制〉

容器包装リサイクル法 H 12・4 完全施行 びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等	家電リサイクル法 H 13・4 完全施行 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機	食品リサイクル法 H 13・5 完全施行 食品残さ	建設リサイクル法 H 14・5 完全施行 木材、コンクリート、アスファルト	自動車リサイクル法 H 17・1 完全施行 自動車	小型家電リサイクル法 H 25・4 完全施行 小型電子機器等
・容器包装の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・利用業者による再商品化	・消費者がリサイクル費用を負担 ・廃家電を小売店が消費者より引き取り ・製造業者等による再商品化	・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化	・工事の受注者が ・建築物の分別解体 ・建設廃材等の再資源化	・ユーザーがリサイクル料金を預託 ・引取業者が引き取り、関係者による ・フロン類回収、解体、破碎 ・製造業者等によるエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロン類の破壊	・消費者が分別して排出 ・市町村が分別して収集し認定事業者へ引渡し ・小売業者は消費者の適切な排出を確保するために協力

グリーン購入法

H 13. 4 完全施行 [国等が率先して再生品等の調達を推進]